

管 理 区 分
管 理 文 書

配付番号 : KPI20220707

文書番号	CSR-A-01
制定日	2022.08.01
改訂日	
改訂番号	1

# CSRマニュアル

承 認	作 成
	河 辺

河辺プラント工業株式会社

## 目 次

1. 適用範囲	P5
2. 引用規格	P6
3. 用語及び定義	P6
4. 組織の状況	P7
4.1 組織及びその状況の理解	P7
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	P7
4.3 CSRマネジメントシステムの適用範囲の決定	P7
4.4 CSRマネジメントシステム	P7
5. 組織統治（ガバナンス）	P8
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	P8
5.2 CSR方針	P8
5.2.1 方針及び関連文書	P8
5.2.2 CSR基本方針の伝達	P9
5.3 CSR推進体制の構築	P12
5.3.1 体制及び責任	P12
6. 計画	P14
6.1 リスク及び機会への取り組み	P14
6.1.1 一般	P14
6.1.2 CSR側面	P14
6.1.3 コンプライアンス	P14
6.1.4 事業継続対応計画（BCP）体制の構築	P15
6.1.5 取組み計画の策定	P17
6.2 CSR目標及びそれを達成するための計画策定	P17
6.2.1 CSR目標	P17
6.2.2 CSR目標を達成するための取組み計画の検証	P17
6.2.3 CSR目標の検証	P17
7. 支援	P18
7.1 資源	P18
7.2 力量	P18
7.3 認識	P18
7.4 コミュニケーション	P19
7.4.1 一般	P19

7.4.2 内部コミュニケーション	P19
7.4.3 外部コミュニケーション	P20
7.5 文書化した情報	P21
7.5.1 一般	P21
7.5.2 作成及び更新	P21
7.5.3 文書化した情報の管理	P21
 8. 運用	P22
8.1 運用の計画及び管理	P22
8.2 人権	P23
8.2.1 人権に対する基本姿勢	P23
8.2.2 法律の認識	P23
8.2.3 方針及び関連文書	P23
8.2.4 人権尊重活動の取組み	P23
8.3 労働	P26
8.2.1 労働安全衛生への取組みに対する基本姿勢	P26
8.2.2 方針及び関連文書	P26
8.2.3 労働時間、休暇・有給休暇等の公正な適用	P26
8.2.4 強制労働の禁止	P26
8.2.5 児童労働の禁止	P26
8.2.6 労働安全衛生活動の取組み	P26
8.4 環境	P27
8.4.1 環境への取組みに対する基本姿勢	P27
8.4.2 方針及び関連文書	P27
8.4.3 環境管理活動の取組み	P27
8.5 公正な企業活動	P29
8.5.1 公正な企業活動に対する基本姿勢	P29
8.5.2 法律の認識	P29
8.5.3 方針及び関連文書	P29
8.5.4 公正な企業活動の取組み	P29
8.6 情報セキュリティ	P31
8.6.1 情報セキュリティに対する基本姿勢	P31
8.6.2 法律の認識	P31
8.6.3 方針及び関連文書	P31
8.6.4 コンピュータ・ネットワークへの攻撃に対する防御	P31
8.6.5 個人データ及びプライバシー保護	P31
8.6.6 機密情報の不正利用防止	P31
8.6.7 情報セキュリティ活動の取組み	P31

8. 7 顧客満足の追求	P34
8. 7. 1 顧客満足の追求に対する基本姿勢	P34
8. 7. 2 方針及び関連文書	P34
8. 7. 3 品質管理活動の取組み	P34
8. 8 地域への参画及び地域の発展への貢献	P36
8. 8. 1 地域への参画及び地域の発展への貢献に対する基本姿勢	P36
8. 8. 2 地域貢献活動の取組み	P36
9. パフォーマンス評価	P37
9. 1 監視、測定、分析及び評価	P37
9. 1. 1 一般	P37
9. 2 内部監査	P38
9. 2. 1 一般	P38
9. 2. 2 内部監査プログラム	P38
9. 2. 3 内部監査員の選定	P38
9. 2. 4 内部監査の手順	P38
9. 3 マネジメントレビュー	P39
9. 3. 1 一般	P39
9. 3. 2 マネジメントレビューへのインプット	P39
9. 3. 3 マネジメントレビューからのアウトプット	P39
10. 改善	P40
10. 1 一般	P40
10. 2 不適合及び是正処置	P40
10. 3 繼続的改善	P40

## 改訂歴表

## 1 適用範囲

当社は、ISO26000:2010 における 7 つの中核主題（1. 組織統治、2. 人権、3. 労働慣行、4. 環境、5. 公正な事業慣行、6. 消費者課題、7. コミュニティへの参画及びコミュニティの発展）を参考に、かつ ISO マネジメントシステム規格の共通テキストに準拠した CSR マネジメントシステムを構築する。

本マニュアルは、当社の CSR マネジメントシステムの確立、導入、運用、監視、見直し、維持及び改善の枠組みを規定する。

### (1) 適用事業

- ・設備配管／機器操作架台の部品製作
- ・プロハブ 配管/機器及び操作架台の据付

### (2) 適用組織

別紙、組織図で示す組織

### (3) 適用事業所

【事業所名】 河辺プラント工業株式会社

【事業所住所】 滋賀県守山市立入町 368-5

## 2 引用規格

引用規格は用いない

## 3 用語及び定義

本マニュアルに関する用語の定義は、ISO26000:2010（JISZ26000:2012）に従うが、定義が必要なものについては、下記に定義する。

- (1) 従業員：当法人の役員、社員、契約社員、嘱託、パート、アルバイトを含むCSRマネジメントシステムの適用範囲内の全社員
- (2) CSR推進委員会：CSRマネジメントの施策を審議し、決定する委員会

## 4 組織の状況

### 4.1 組織及びその状況の理解

当社は、組織の目的に関連し、かつ、その CSR マネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を、CSR 推進委員会の中で、議論して明確にする。なお、課題には、組織から影響を受ける又は組織に影響を与える可能性がある CSR を含める。

### 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

当社は、以下の事項を明確にし、CSR マネジメントシステムに関する利害関係者及びその関連する要求事項に関する情報を CSR 推進委員会で監視し、レビューを行う。

利害関係者	利害関係者のニーズ及び期待（要求事項）
顧客	契約上の義務（契約書の締結） 法令及び条例や規制要求事項を満たした製品の供給
従業員	CSR に関する必要な知識（教育の機会）
国・行政	法令及び条例の順守
供給業者（サプライヤー）	適切な情報提供
地域住民	地域への協力

### 4.3 CSR マネジメントシステムの適用範囲の決定

当社は、適用範囲を決定する場合、以下の事項を考慮して、その境界及び適用可能性を決定し、決定した適用範囲は、文書化した情報として維持し、利害関係者が入手可能な状態にしておく。

- (1) 4.1 に規定する外部及び内部の課題
- (2) 4.2 に規定する順守義務
- (3) 組織の単位、機能及び物理的境界
- (4) 組織の活動、製品及びサービス
- (5) 管理し影響を及ぼす、組織の権限及び能力

### 4.4 CSR マネジメントシステム

当社は、CSR のパフォーマンスの向上を含む意図した成果を達成するため、必要なプロセス及びそれらの相互作用を含む、CSR マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、継続的に改善を行う。なお、CSR マネジメントシステムを確立し維持するとき、4.1 及び 4.2 で得た知識を考慮する。

## 5 組織統治（ガバナンス）

### 5.1 リーダーシップ及びコミットメント

社長は、次に示す事項によって、CSRマネジメントシステムに関するリーダーシップ及びコミットメントを実証する。

- (1) CSRマネジメントシステムの有効性に説明責任を負う。
- (2) CSR方針及びCSR目標を確立し、それらが組織の戦略的な方向性及び組織の状況と両立することを確実にする。
- (3) 組織の事業プロセスへのCSRマネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。
- (4) CSRマネジメントシステムに必要な資源が利用可能であることを確実にする。
- (5) 有効なCSRマネジメント及びCSRマネジメントシステム要求事項への適合の重要性を伝達する。
- (6) CSRマネジメントシステムがその意図した結果を達成することを確実にする。
- (7) CSRマネジメントシステムの有効性に寄与するよう人々を積極的に参加させ、指揮し、支援する。
- (8) 継続的改善を促進する。
- (9) その他の関連する管理層がその責任の領域においてリーダーシップを実証するよう、管理層の役割を支援する。

### 5.2 CSR方針

#### 5.2.1 方針及び関連文書

##### (1) 方針

社長は、社会的責任に関する手引きである ISO26000:2010において示している以下の中核主題を考慮して、当社の「CSR基本方針」を制定し、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

- ① 組織統治
- ② 人権
- ③ 労働慣行
- ④ 環境
- ⑤ 公正な事業慣行
- ⑥ 消費者問題（顧客満足の追求）
- ⑦ コミュニティ（地域）への参画及びコミュニティ（地域）の発展

##### (2) 関連する規定

当社は、策定した「CSR基本方針」を展開するために、全従業員が具体的に実践できる「行動規範」を策定し、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

## 5.2.2 CSR 基本方針の伝達

策定した「CSR 基本方針」は、次に示す事項を満たす。

- (1) 文書化した情報として利用可能な状態にされ、維持される。
- (2) 組織内に伝達され、理解され、適用される。
- (3) 必要に応じて、密接に関連する利害関係者が入手可能である。

# CSR 基本方針

制定日：2022年8月1日

当社は、持続可能な社会の実現に貢献するために、以下を重点項目として取り上げ、全従業員と共有し、実践します。

## 1. 組織統治

コンプライアンスやリスク管理を通じて、内部統制機能を強化し、透明性の高い経営が実現できる組織体制を確立します。

## 2. 人権

ハラスマント防止に向けた取組みやプライバシーを尊重し、個人の情報を扱うにあたってはその適正な管理に努めます。

## 3. 労働慣行

労働者の安全や健康の確保、労働時間の適正化を行い、生産性の向上及び働きがいのある職場環境の改善に努めます。

## 4. 環境

省資源や省エネルギー、廃棄物の削減などを通じて、地球環境の保全に積極的に取り組みます。

## 5. 公正な事業慣行

健全な事業活動を基本とし、疑いを招く行為をつつしみ、公正・公平な取引を徹底し、事業活動行います。

## 6. 顧客満足度の追求

品質マネジメントシステムを通じて、より良い製品を提供することで、顧客満足度の向上に努めます。

## 7. 地域への参画及び地域の発展

地域の雇用に貢献し、地域社会の発展に貢献します。

以上

河辺プラント工業株式会社  
代表取締役社長 河邊之雄

# CSR 行動規範

制定日：2022年8月1日

私たちは、本業を通じて、社会に貢献し、以下の行動規範に定める事項を実践します。

## 1. 法令順守

社会の一員としての自覚を持ち、法令や内部規定を順守して、良識を持った行動をとり、わが社が社会から信頼される会社となるよう努めます。

## 2. 安全で快適な職場環境の整備

従業員の権利の尊重は元より、無事故・無災害を目指し、安心して仕事に取り組み、効率的に業務を遂行できるような、安全で快適な職場環境の整備を行います。

## 3. 情報管理・守秘義務の徹底

知的財産の重要性を認識するとともに、社外および社内の機密情報は、守秘義務を認識のうえ、適正に管理します。

## 4. 環境保全

日常業務の中で「ムリ・ムダ・ムラ」をなくすよう努め、省資源・省エネルギーを徹底して、地球環境に配慮した活動を行います。

## 5. 取引先との信頼関係の確立

取引先との契約を尊重し、義務を果たし、十分なコミュニケーションを行うことで相互の信頼関係の構築、維持に努めます。

## 6. 顧客のニーズ及び期待の確実な把握

顧客のニーズ及び期待を確実に把握し、全ての従業員が顧客満足を実践します。

## 7. 地域社会との共生

地域社会の一員として、友に生き、本業を通じて地域の発展に協力します。

以上

## 5.3 CSR 推進体制の構築

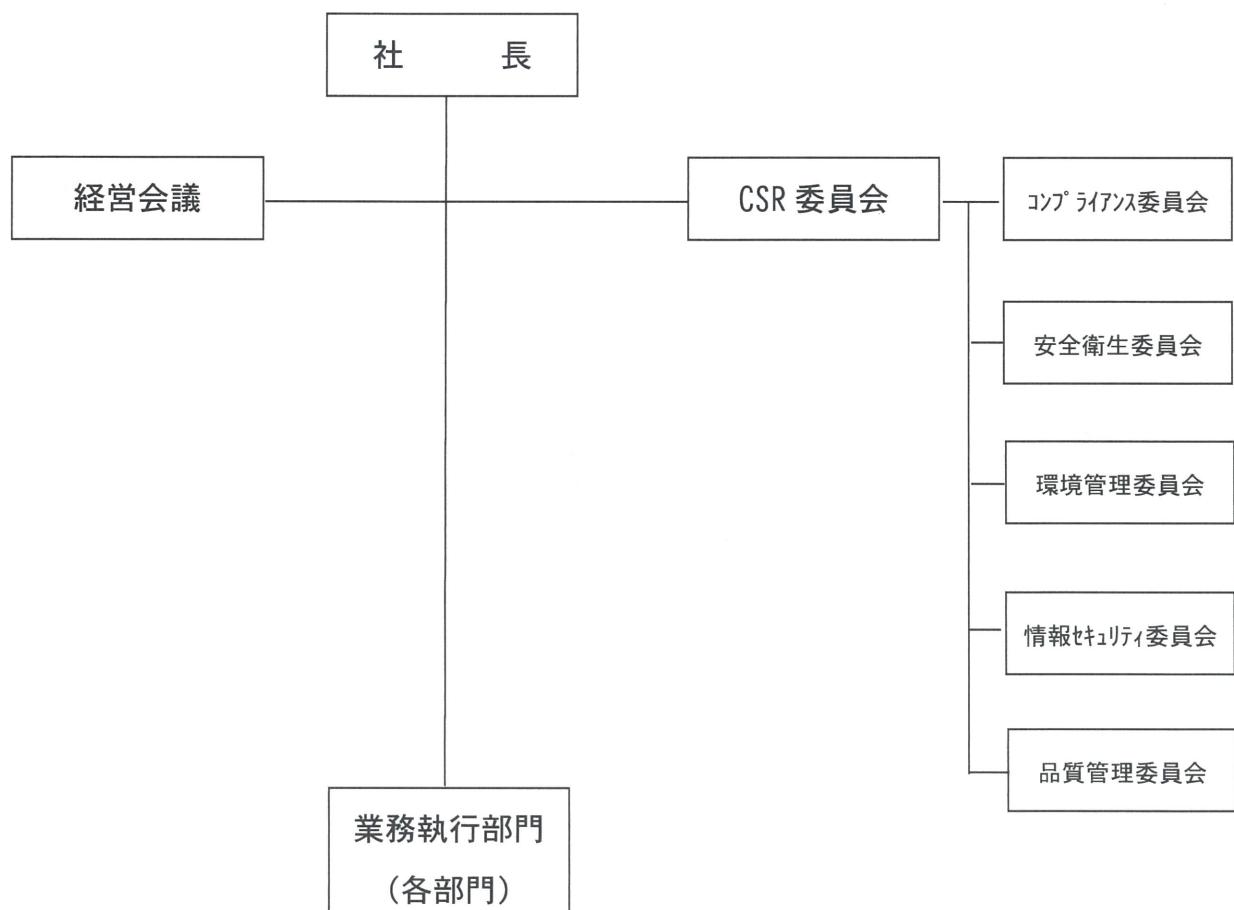
当社は、法律を順守し、社会的規範に従うとともに社会からの期待に応え、社会と環境に負の影響を与えないように配慮しながら、持続可能な社会の実現に貢献するために、CSR（社会的責任）に関わる取組みの計画、実行、評価、改善を実行する体制の構築を行う。

### 5.3.1 体制及び責任

社長は、CSR（社会的責任）に関わる体制を確立し、関連する役割に対して、責任及び権限を割り当て、組織内に伝達することを確実にする。

#### (1) 推進組織

CSR（社会的責任）を推進するための組織を以下に定める。



## (2) 責任と権限

CSR（社会的責任）を推進するための責任と権限を以下に定める。

役割	責任と権限	備考
社長	(1) CSR 管理責任者を任命する。 (2) CSR 基本方針を確立し、維持する。 (3) CSR における仕組みの確立、導入、運用、監視、見直し、維持、及び改善に十分な経営資源を提供する。 (4) CSR における仕組みの見直しを実施する。	
CSR 管理責任者	(1) 組織全体にわたって、CSR の取組みを促進することを確実にする。 (2) 各委員会の統括を行う。	
CSR 委員会	CSR 推進のための問題点の収集・整理及び対策・立案、評価などを行う。	
コンプライアンス委員会	コンプライアンス、人権尊重、公正な企業活動の推進のための問題点の収集・整理及び対策・立案、評価などを行う。	
安全衛生委員会	安全衛生推進のための問題点の収集・整理及び対策・立案、評価などを行う。	
環境管理委員会	環境管理推進のための問題点の収集・整理及び対策・立案、評価などを行う。	
情報セキュリティ委員会	情報セキュリティ推進のための問題点の収集・整理及び対策・立案、評価などを行う。	
品質管理委員会	品質管理推進のための問題点の収集・整理及び対策・立案、評価などを行う。	
各部門長 (職長)	(1) 部門員に対して、本「CSR 対応マニュアル」をはじめ、各規定等の手順を順守させる。 (2) 部門の実施状況を日常的に点検し、改善に努める。	

## 6 計画

### 6.1 リスク及び機会への取り組み

#### 6.1.1 一般

CSR 管理責任者は、CSR マネジメントシステムの計画を策定するとき、前項 4.1 に規定する課題及び 4.2 に規定する要求事項を考慮し、以下の事項のために取り組む必要があるリスク及び機会を文書化して、決定する。

- (1) CSR マネジメントシステムが、その意図した成果（持続可能な発展）を達成できるという確信を与える。
- (2) 望ましい影響を増大する。
- (3) 望ましくない影響を防止又は低減する。
- (4) 改善を達成する。

#### 6.1.2 CSR 側面

当社は、CSR マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、7つの中核主題等を考慮し、組織の重要な課題について、現在の社会への影響を決定する。

##### (1) 社会的な活動の側面の決定

当社における社会的な活動の側面を決定するとき、以下の事項を考慮する。

- ① 7つの中核主題等（当社で追加したものも含める）
- ② 当社における重要な課題

##### (2) 著しい CSR 側面の特定

社会から要請されたテーマ（SDGs）を考慮して、当社における著しい CSR 側面（当社に重要な社会課題）を文書化して、決定する。

#### 6.1.3 コンプライアンス

当社は、法令順守はじめ社内規定等のルールの順守を徹底し、コンプライアンスを確実にするために、コンプライアンス委員会を設置し、体制の構築を行う。また、公益通報者保護制度に基づく内部通報窓口を社内に設ける。

##### (1) 方針

社長は、コンプライアンスに関する方針を制定し、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

##### (2) 関連する文書

当社は、実効性のある活動を開拓するために、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

#### **6.1.4 事業継続対応計画（B C P）体制の構築**

当社は、災害（地震、台風等の自然災害、大火災、パンデミック等）発生時の重要業務や事業の継続あるいは早期復旧の体制の構築を行う。体制の構築に当たっては、以下のものの文書化を行う。

##### **(1) 方針**

社長は、「事業継続基本方針」を制定し、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

##### **(2) 関連する文書**

当社は、策定した「事業継続方針」を展開するために、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

# 事業継続基本方針

制定日：2022年8月1日

## 【基本方針】

当社は、大地震等の自然災害、大火災、パンデミック、その他の甚大な被害をもたらす危機が発生した場合においても、事業を継続し、企業として地域・社会への責任を遂行するとともに、顧客のニーズと期待を満たした製品を提供するために、事業継続計画を策定し、全従業員でこれに取り組みます。

## 【行動指針】

1. 従業員の安全・安心を最優先に行動します。
2. 重大な事態が発生した時には、事業の早期復旧を目指す体制を確立します。
3. 全従業員が、自主的に行動し、各人の責任と貢献が發揮できるように、事業継続計画についての教育・訓練を行います。

以 上

河辺プラント工業株式会社  
代表取締役社長 河邊之雄

### **6.1.5 取組みの計画策定**

当社は、以下の事項を計画し、これらの取組みを計画するとき、技術上の選択肢、財務上、運用上及び事業上の要求事項を考慮する。

(1) 以下の事項への取り組み

- ① 著しい CSR 側面
- ② コンプライアンス
- ③ 6.1.1 で特定したリスク及び機会
- ④ 事業継続計画

(2) 以下の事項を行う方法

- ① その取組みの CSR マネジメントシステムプロセス又は他の事業プロセスへの統合及び実施
- ② その取組みの有効性の評価

## **6.2 CSR 目標及びそれを達成するための計画策定**

### **6.2.1 CSR 目標**

当社は、組織の著しい CSR 側面及び関連する順守義務を考慮に入れ、かつ、リスク及び機会を考慮し、関連する機能及び階層において、CSR 目標を確立する。

CSR 目標は以下を満たし、文書化した情報として維持する。

- (1) CSR 方針と整合している。
- (2) 測定可能である。
- (3) 監視する。
- (4) 伝達する。
- (5) 必要に応じて、更新する。

### **6.2.2 CSR 目標を達成するための取組みの計画策定**

各部門は、設定した CSR 目標を、以下の事項を考慮して、どのように達成するかを明確にし、計画策定する。また、CSR 目標を達成するための取組みを組織の事業プロセスにどのように統合するかについて、考慮する。

- (1) 実施事項
- (2) 必要な資源
- (3) 責任者
- (4) 達成期限
- (5) 結果の評価方法

### **6.2.3 CSR 目標計画の検証**

CSR 目標計画の検証に関しては、CSR 委員会で確認もしくは監視を行う。

## 7 支援

### 7.1 資源

当社は、CSRマネジメントシステムの確立、実施、維持及び継続的改善に必要な資源を決定し、提供する。

### 7.2 力量

当社は、以下の事項を行なう。

- (1) CSRマネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性に影響を与える業務をその管理下で行う人に必要な力量を明確にする。
- (2) 適切な教育、訓練又は経験に基づいて、それらの人々が力量を備えていることを確実にする。
- (3) 該当する場合には、必ず、必要な力量を身に付けるための処置をとり、とった処置の有効性を評価する。
- (4) 力量の証拠として、適切な文書化した情報は、記録として保管する。

### 7.3 認識（教育訓練）

以下の社員教育を実施し、認識を持つことを確実にする。

区分	実施時期	対象者	教育内容
自覚（認識）教育	年間教育計画表に基づく	社員全員	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 各種方針の周知・徹底</li><li>(2) 関連する目標の周知</li><li>(3) パフォーマンスの向上によって得られるメリットを含む、CSRマネジメントシステムの有効性に対する自らの貢献</li><li>(4) CSRマネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味</li></ul>
	新入社員配属時	新入社員	
専門教育	適時	特定の部門及び業務において、専門的力量を必要とする社員	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) CSRマネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性に影響を与える専門的な技能・技術に関する力量を習得させる。</li><li>(2) 内部監査員の養成教育及びフォローアップ教育</li></ul>

## 7.4 コミュニケーション

### 7.4.1 一般

当社は、以下の事項を含め、CSR マネジメントシステムに関する内部及び外部（利害関係者）とのコミュニケーションに必要なプロセスを確立し、実施し、維持する。

#### (1) コミュニケーションプロセスの確立

以下の事項を含める。

- ① コミュニケーションの内容（目的）
- ② コミュニケーションの実施時期
- ③ コミュニケーションの相手（対象者）
- ④ コミュニケーションの方法

#### (2) コミュニケーションでの考慮事項

以下の事項を考慮する。

- ① 法令等の順守義務を考慮に入れる
- ② 伝達される CSR 情報が、CSR マネジメントシステムにおいて作成される情報と整合し、信頼性があることを確実にする

#### (3) コミュニケーションへの対応

当社は、CSR マネジメントシステムについての関連するコミュニケーションに対応する。

### 7.4.2 内部コミュニケーション

当社は、CSR マネジメントシステムの変更を含め、CSR マネジメントシステムに関する情報をについて、組織の種々の階層及び機能間で内部コミュニケーションを行う。また、コミュニケーションプロセスが、組織の管理下で働く人々の継続的改善への寄与を可能にすることを確実にする。

#### (1) 会議の目的及び対象者

##### ① 全体会議

全体会議は、会社の方針説明、今後の計画及び実績の説明や CSR 管理に関する認識などを行なうことを目的とし、社長以下、全社員が参加する。

##### ② CSR 推進委員会

CSR 推進委員会は、CSR に関する問題点（コンプライアンス、運用上の課題・問題点、リスク対応、計画の進捗管理等）の収集・整理及び対策・立案、評価などを行なうことを目的とし、任命を受けた推進委員が参加する。議題によっては、CSR 管理責任者が必要と認めた者が参加できる。議事内容は出席者より自部門に伝達させる。

### ③ 各種委員会

CSR 委員会が管理する各種委員会は、各委員会の問題点の収集・整理及び対策・立案、評価などをを行うことを目的とし、任命を受けた推進委員が参加する。議題によっては、各委員会の責任者が必要と認めた者が参加できる。議事内容は出席者より自部門に伝達させる。

### (2) 会議の運営

#### ① 全体会議

社長が必要と認めた場合には全体会議を召集できる。

会議での懸案事項が発生した場合は、社長の指揮により、該当する担当者が解決する。

#### ② CSR 推進委員会

CSR 管理責任者が必要と認めた場合には召集できる。会議での懸案事項が発生した場合は、CSR 管理責任者の指揮により、該当する担当者が解決する。

#### ③ 各委員会

各委員会の責任者が必要と認めた場合には召集できる。会議での懸案事項が発生した場合は、各委員会の責任者の指揮により、該当する担当者が解決する。

### (3) 会議の記録

会議の記録は、CSR 管理責任者が管理を行う。

## 7.4.3 外部コミュニケーション（利害関係者とのコミュニケーション）

当社は、コミュニケーションプロセスによって確立したとおりに、かつ、法令等の順守義務による要求に従って、CSR マネジメントシステムに関連する情報について、以下の事項の外部（利害関係者）とのコミュニケーションを行う。

外部コミュニケーションの内容	対応部門（担当者）
法律、条例等の情報収集及び報告、火災時、事故時の外部対応等	管理部門
顧客の要求事項	営業部門
顧客以外の利害関係者の要求事項	該当部門
CSR 対応における外部との窓口対応等	該当部門

## 7.5 文書化した情報

### 7.5.1 一般

当社における CSR マネジメントシステムは、以下の事項を確実にする。

- (1) CSR マネジメントシステムの有効性のために必要であると当社が決定した、文書化された情報

### 7.5.2 作成及び更新（改訂）

文書の作成、承認及び文書番号の付与は、各委員会で決定する。

なお、文書（様式）の最新版、保管場所については、各マネジメントシステム内もしくは CSR 委員会で決定する。

### 7.5.3 文書化した情報の管理

CSR 管理責任者は、CSR マネジメントシステムの効果的運用及び最新情報を従業員（利用者）に提供するために、管理文書が以下の基準を満たすことが確実に行われるようとする。

- (1) 文書化した情報が、必要な時に、必要なところで入手可能かつ利用に適した状態であることを確実にする。
- (2) 文書化した情報が十分に保護されていることを確実にする。
- (3) 文書化した情報は、その配付検索及び利用が管理されていることを確実にする。
- (4) 管理する文書化した情報を廃止（廃棄）する場合には、誤って使用されないようにする。  
また、何らかの目的で保管及び保存する場合には、適切な識別をする
- (5) 管理する文書化した情報の変更及び現在の改訂版の識別を確実にする。
- (6) 管理する文書化した情報は、必要に応じて見直し、更新（改訂）する。
- (7) 外部からの文書化した情報（外部文書）は明確にし、管理する。

## 8 運用

### 8.1 運用の計画及び管理

当社は、以下に示す事項の実施によって、CSR マネジメントシステム要求事項を満たすため、並びに前項 6.1 及び 6.2 で特定した取組みを実施するために必要なプロセス（具体的な手順等）を確立し、実施し、管理し、維持する。

#### (1) 運用の計画

以下の事項を実施する。

- ① プロセスに関する運用基準の設定
- ② その運用基準に従った、プロセスの管理の実施

#### (2) 要求事項への適合を達成するために必要な資源の明確化

#### (3) 変更管理

計画した変更を管理し、意図しない変更によって生じた結果を必要に応じて、有害な影響を緩和する処置をとる。

#### (4) 外部委託したプロセスの管理

外部委託したプロセスが管理されている又は影響を及ぼされていることを確実にするために、管理対象部門の責任者は、仕入れ先/外注先に対し、必要に応じて改善要求等の協力を求める。

#### (5) 以下の目的のために必要とされる程度の、文書化した情報の明確化及び保管

- ① プロセスが計画どおりに実施されたという確信をもつ
- ② 要求事項への適合を実証する

## 8.2 人権

### 8.2.1 人権に対する基本姿勢

当社は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、自らが人権侵害に加担（助長）しないような体制を構築し、コンプライアンス活動と連携した活動を行う。

### 8.2.2 法律の認識

当社は、適用される最新の法的要件及びその他の要求事項を決定し、入手し、社員教育を実施し、認識を持つことを確実にする。

### 8.2.3 方針及び関連文書

#### (1) 人権基本方針

社長は、「人権基本方針」を制定し、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

#### (2) 関連する規定

当社は、策定した「人権方針」を展開するために、全従業員が具体的に実践できる「人権行動規範」を策定し、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

### 8.2.4 人権尊重活動の取組み

当社は、人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢等により、差別することないような体制の構築を行い、以下のことを行う。

#### (1) 取組み結果の確認

取組みの結果に関しては、コンプライアンス委員会で確認もしくは監視を行う。

#### (2) 是正対応

是正対応が必要だと判断した事案に関しては、該当事案の責任者に是正処置を要求し、その対応結果の是非の判断は、コンプライアンス委員会で行う。

# 人権基本方針

制定日：2022年8月1日

当社は、人権尊重を前提とした事業活動を行うために、以下を重点項目として取り上げ、全従業員と共有し、実践します。

## 1. 人権の尊重

人権に関する法令、規則等を適切に理解し、人権を尊重します。

## 2. 取組み状況の把握

人権行動規範を定め活動し、この活動を通じて人権尊重に関する取組み状況を把握します。

## 3. 教育・意識啓発の継続的な実施

人権の尊重に関する取り組みを役員・従業員一人ひとりが理解し、適切に実行していくための教育・意識啓発を継続的に実施します。

以上

河辺プラント工業株式会社  
代表取締役社長 河邊之雄

# 人權行動規範

制定日：2022年8月1日

私たちは、以下の行動規範に定める事項を実践します。

## 1. 児童労働、強制労働に関する規範

いかなる雇用形態かを問わず、児童労働や強制労働は行いません。

## 2. 差別に関する規範

雇用や人事待遇に関して、従業員の人種、民族、国籍、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、障がい等を理由とする差別的取扱いをしません。

## 3. 人格の尊重

従業員の人格を尊重し、ハラスメントや誹謗・中傷、威圧による業務の強制等、相手の人格を無視した行為は行いません。

## 4. 職場の安全衛生に関する規範

関係者全員が安心して働くことのできる安全で快適な職場環境作りに努めます。

## 5. 個人情報保護に関する規範

適法かつ適切な方法によってのみ、個人情報を取得し、適切に利用します。

以 上

## 8.3 労働

### 8.3.1 労働安全衛生への取組みに対する基本姿勢

当社は、労働安全における計画、実行、評価、改善を確実に実行するために、労働安全衛生マネジメントシステムを通じて、体制の構築を行う。

### 8.3.2 方針及び関連文書

#### (1) 方針

社長は、「労働安全衛生方針」を制定し、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

#### (2) 関連する文書

当社は、具体的に管理が必要な項目に関しては、「労働安全衛生マニュアル」を策定し、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

### 8.3.3 労働時間、休暇・有給休暇等の公正な適用

当社は、法定または、予め合意された労働時間を順守し、従業員の労働時間を管理し、有給休暇取得の権利を与えることを確実にする体制の構築を行う。

### 8.3.4 強制労働の禁止

当社は、本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働を行わせないように体制の構築を行う。

### 8.3.5 児童労働の禁止

当社は、法定就労年齢未満の児童（満 15 歳に到達した日以後最初の 3 月 31 日が終了するまでの者）を雇用しない体制の構築を行う。

### 8.3.6 労働安全衛生活動の取組み

当社は、労働安全衛生における計画、実行、評価、改善を確実に実行するために、安全衛生委員会を設置し、体制の構築を行い、以下のことを行う。

#### (1) 取組み結果の確認

取組みの結果に関しては、労働安全衛生委員会で確認もしくは監視を行う。

#### (2) 是正対応

是正対応が必要だと判断した事案に関しては、該当事案の責任者には是正処置を要求し、その対応結果の是非の判断は、労働安全衛生委員会で行う。

## 8.4 環境

### 8.4.1 環境への取組みに対する基本姿勢

当社は、環境管理における計画、実行、評価、改善を確実に実行するために、環境マネジメントシステムを通じて、体制の構築を行う。

### 8.4.2 方針及び関連文書

#### (1) 方針

社長は、「環境方針」を制定し、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

#### (2) 関連する文書

当社は、具体的に管理が必要な項目に関しては、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

### 8.4.3 環境管理活動の取組み

当社は、環境管理における計画、実行、評価、改善を確実に実行するために、環境管理委員会を設置し、体制の構築を行い、以下のことを行う。

#### (1) 取組み結果の確認

取組みの結果に関しては、環境管理委員会で確認もしくは監視を行う。

#### (2) 是正対応

是正対応が必要だと判断した事案に関しては、該当事案の責任者に是正処置を要求し、その対応結果の是非の判断は、環境管理委員会で行う。

## 環境方針

制定日：2022年8月1日

当社は、地球環境の保全が人類共通の重要課題であることを認識し、企業活動のあらゆる面で、地球環境の継続的な改善及び汚染の予防に配慮して行動し、以下を重点項目として取り上げ、全従業員と共有し、実践します。

1. 当社の事業活動において、重要な項目については、技術的かつ経済的に可能な範囲で、目標を定め、これを実施し、その結果の見直しを行って、環境パフォーマンスを向上させるための仕組みの継続的な改善を図る。
2. 関連する環境法規制及び受入れを決めた協定を順守する。
3. 当社が行う事業活動の全段階を通じて、環境に与える影響の中で、特に以下の項目について、優先的に環境保全活動を推進する必要性を認識して、全社的活動として行動する。
  - ① 環境に配慮した製品の提供・開発を図る。
  - ② 電気エネルギーの使用効率の向上を図る。
  - ③ 廃棄物の削減及びリサイクル化に取り組む。
4. 全従業員に対し、環境に関する教育及び意識向上活動を実施する。
5. 本「環境方針」は、文書により全従業員に周知させ、社外にも公開する。

以上

河辺プラント工業株式会社  
代表取締役社長 河邊之雄

## 8.5 公正な企業活動

### 8.5.1 公正な企業活動に対する基本姿勢

当社は、公正な企業活動を行う上で、汚職防止や公正な事業活動、反社会的勢力との関係排除を徹底する。

### 8.5.2 法律の認識

当社は、公正な企業活動を行う上での適用される最新の法的要件事項及びその他の要件事項を決定し、入手し、社員教育を実施し、認識を持つことを確実にする。

### 8.5.3 方針及び関連文書

#### (1) 基本方針

社長は、「公正な企業活動を行うための基本方針」を制定し、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

#### (2) 関連する文書

当社は、公正な企業活動を行うために、購買及び委託先には、購買・調達の基準を示し、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

### 8.5.4 公正な企業活動の取組み

当社は、公正な企業活動における計画、実行、評価、改善を確実に実行するために、体制の構築を行い、以下のことを行う。

#### (1) 取組み結果の確認

取組みの結果に関しては、コンプライアンス委員会で確認もしくは監視を行う。

#### (2) 是正対応

是正対応が必要だと判断した事案に関しては、該当事案の責任者に是正処置を要求し、その対応結果の是非の判断は、コンプライアンス委員会で行う。

# 公正な企業活動を行うための基本方針

制定日：2022年8月1日

当社は、公正な企業活動を行うために、以下を重点項目として取り上げ、全従業員と共有し、実践します。

## 1. 公正な競争・取引の徹底

購買・調達の基準を定め、健全な調達取引の徹底や製造委託先との公正な取引、営業・販売における自由で公正な競争など、幅広くコンプライアンスの徹底に努めます。

## 2. 知的財産の保護

特許法、著作権法その他知的財産権に関する法令を順守し、第三者の正当な知的財産権を尊重します。

## 3. 汚職の防止

贈収賄、不当な優遇、詐欺、不正な商取引など、私的な利益を上げるための権限の乱用を防止します。

以 上

河辺プラント工業株式会社  
代表取締役社長 河邊之雄

## **8.6 情報セキュリティ**

### **8.6.1 情報セキュリティに対する基本姿勢**

当社は、情報セキュリティに関するリスク管理及びその計画、実行、評価、改善を確実に実行するために、情報セキュリティマネジメントシステムを通じて、体制の構築を行う。

### **8.6.2 法律の認識**

当社は、適用される最新の法的 requirement 事項及びその他の要求事項を決定し、入手し、社員教育を実施し、認識を持つことを確実にする。

### **8.6.3 方針及び関連文書**

#### **(1) 基本方針**

社長は、「情報セキュリティ方針」を制定し、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

#### **(2) 関連する文書**

当社は、具体的に管理が必要な項目に関しては、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

### **8.6.4 コンピュータ・ネットワークへの攻撃に対する防御**

当社は、コンピュータ・ネットワークへの攻撃に対する防御策（管理策）を講じる。

### **8.6.5 個人データ及びプライバシー保護**

当社は、顧客、第三者、従業員の個人情報の適切な管理及び保護を行う。

### **8.6.6 機密情報の不正利用防止**

当社は、顧客、第三者から受領した機密情報を適切に管理し、保護する。

### **8.6.7 情報セキュリティ活動の取組み**

当社は、情報セキュリティ活動における計画、実行、評価、改善を確実に実行するために、体制の構築を行い、以下のことを行う。

#### **(1) 取組み結果の確認**

取組みの結果に関しては、情報セキュリティ委員会で確認もしくは監視を行う。

(2) 是正対応

是正対応が必要だと判断した事案に関しては、該当事案の責任者に是正処置を要求し、その対応結果の是非の判断は、情報セキュリティ委員会で行う。

## 情報セキュリティ方針

制定日：2022年8月1日

当社は、情報セキュリティ活動を行う上で、以下を重点項目として取り上げ、全従業員と共有し、実践します。

1. 情報資産の機密性、完全性、可用性を確実に保持するため、予防並びに是正に努め、組織的、技術的に適切な管理策を策定し、実施します。
2. 情報セキュリティ方針を具体的に実行するため、情報セキュリティ目標を設定し、その達成のための活動を行い、情報セキュリティ委員会で検証を行います。
3. 関連する法規制要求事項および契約上のセキュリティ事項を順守します。
4. 全従業員は情報セキュリティの重要性を認識するように、教育・訓練を受講し、高いモラル意識を持って作業に従事します。
5. 本「情報セキュリティ方針」および関連する諸規則、管理体制の評価、見直しを定期的に行うことで、情報セキュリティを運営管理する仕組みの継続的な改善を図ります。

以上

河辺プラント工業株式会社  
代表取締役社長 河邊之雄

## 8.7 顧客満足の追求

### 8.7.1 顧客満足の追求に対する基本姿勢

当社は、顧客満足の追求に関しては、品質マネジメントシステムを通じて、体制の構築を行う。

### 8.7.2 方針及び関連文書

#### (1) 基本方針

社長は、「品質方針」を制定し、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

#### (2) 関連する文書

当社は、具体的な管理が必要な項目に関しては、文書化して、利用可能とし、組織内に伝達する。

### 8.7.3 品質管理活動の取組み

当社は、品質管理活動における計画、実行、評価、改善を確実に実行するために、体制の構築を行い、以下のことを行う。

#### (1) 取組み結果の確認

取組みの結果に関しては、品質管理委員会で確認もしくは監視を行う。

#### (2) 是正対応

是正対応が必要だと判断した事案に関しては、該当事案の責任者に是正処置を要求し、その対応結果の是非の判断は、品質管理委員会で行う。

# 品質方針

制定日：2022年8月1日

## 【社是】

当社は、機械加工、部品製作を通じて社会貢献に努め、会社の発展と一人ひとりの幸せとの一致を図りながら、技術、人、知識、結束の全てにおいて各自が強い信念を持ち、オンリーワン企業を目指します。また、顧客満足を第一に考え、信頼の得られる商いをし、誠実さをもって物事に取り組みます。

## 【基本方針】

1. 顧客満足の向上に、全従業員が一丸となって取り組みます。
2. 品質方針を具体的に実行するため、品質目標を設定し、その達成のための活動を行い、検証を行います。
3. 関連する法規制要求事項を順守します。
4. 全従業員が、教育・訓練を受講し、一人ひとりが力量を備えていることを確実にします。
5. 本「品質方針」および関連する諸規則、管理体制の評価、見直しを定期的に行うことで、品質マネジメントシステムの継続的な改善を図ります。

以上

河辺プラント工業株式会社  
代表取締役社長 河邊之雄

## 8.8 地域への参画及び地域の発展への貢献

### 8.8.1 地域への参画及び地域の発展への貢献に対する基本姿勢

当社は、地域への参画及び地域の発展への貢献に関しては、地域における雇用の創出や地域に配慮した環境管理活動を通じて行う。

### 8.8.2 地域貢献活動の取組み

当社は、地域貢献活動における計画、実行、評価、改善を確実に実行するために、体制の構築を行い、以下のことを行う。

#### (1) 取組み結果の確認

取組みの結果に関しては、CSR推進委員会で確認もしくは監視を行う。

#### (2) 是正対応

是正対応が必要だと判断した事案に関しては、該当事案の責任者に是正処置を要求し、その対応結果の是非の判断は、CSR推進委員会で行う。

## 9 パフォーマンス評価

### 9.1 監視、測定、分析及び評価

#### 9.1.1 一般

当社は、以下の事項に基づき、CSR に関するパフォーマンスを監視し、測定し、分析し、評価を行う。

##### (1) 管理項目の設定

以下の事項を決定する。

分析・評価対象	分析・評価方法
製品の適合	不良率・不良内容の傾向分析
顧客満足度	主要顧客へのアンケートを実施し、顧客からの評価情報を得る
CSR マネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性	マネジメントレビューにて評価
計画が効果的に実施されたか否か	各種計画を CSR 推進委員会にて評価
リスク及び機会に取り組むためにとった処置の有効性	マネジメントレビューにて評価
外部提供者のパフォーマンス	「購買・外注先評価表」にて評価
順守評価の結果（法令順守状況）	「法的要件登録表」
CSR マネジメントシステムの改善の必要性	マネジメントレビューにて評価

##### (2) 有効性の評価

CSR マネジメントシステムの有効性は、マネジメントレビューにおいて評価する。

##### (3) CSR 情報のコミュニケーション

コミュニケーションプロセスで特定したとおりに、かつ、順守義務による要求に従って、関連する CSR 情報について、内部と外部の双方のコミュニケーションを行う。

## **9.2 内部監査**

### **9.2.1 一般**

- 当社の CSR マネジメントシステムが以下の事項を満たしているか、内部監査を実施する。
- ① CSR マネジメントシステムに関して、当社が規定した要求事項に適合していること。
  - ② 関連する法令または規制（顧客要求含む）及び本 CSR マニュアル及び関連文書に適合していること。
  - ③ 有効に実施され、維持されていること。

### **9.2.2 内部監査プログラム**

- (1) 内部監査は CSR 管理責任者が必要と認めた場合、臨時監査を実施することができる。
- (2) 内部監査責任者は、監査対象の状況と重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定し、社長の承認を得る。
- (3) 監査基準は以下とし、監査範囲を明確にする。
  - ② 本 CSR マニュアル及び関連文書
  - ③ 関連する法令または規制（顧客要求含む）

### **9.2.3 内部監査員の選定**

- (1) 内部監査責任者が選定する。

### **9.2.4 内部監査の手順**

- (1) 監査メンバーの選定及び監査対象の決定
- (2) チェックリストの作成及び監査の実施
- (3) 監査結果の報告
- (4) 監査結果の保持

## 9.3 マネジメントレビュー

### 9.3.1 一般

- (1) 社長は、当社の CSR マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にする。
- (2) 社長が開催の必要性を判断した場合は臨時に開催する。

### 9.3.2 マネジメントレビューへのインプット

CSR 管理責任者は、下記の事項を社長に報告を行う。

No	インプット項目
1	前回までのマネジメントレビューの結果とった処置の状況
2	CSR マネジメントシステムに関連する外部及び内部の課題
3	利害関係者のニーズ及び期待
4	リスク及び機会
5	CSR 目標が達成された程度
6	不適合及び是正処置
7	監視及び測定の結果
8	順守義務を満たすこと（法令順守状況）
9	監査結果
10	経営資源の妥当性
11	苦情を含む、利害関係者からの関連するコミュニケーション
12	継続的改善の機会

### 9.3.3 マネジメントレビューからのアウトプット

社長は、CSR 管理責任者からの情報を根拠に、以下の指示を行う。

- (1) CSR マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることに関する結論
- (2) 継続的改善の機会に関する決定
- (3) 資源を含む、CSR マネジメントシステムの変更の必要性に関する決定
- (4) 必要な場合には、CSR 目標が達成されていない場合の処置
- (5) 必要な場合には、他の事業プロセスへの CSR マネジメントシステムの統合を改善するための機会
- (6) 組織の戦略的な方向性に関する示唆

## 10 改善

### 10.1 一般

当社は、CSR マネジメントシステムの意図した成果を達成するために、改善の機会を決定し、以下に必要な取組みを実施する。

### 10.2 不適合及び是正処置

各該当部門の該当者は、不適合が発生した場合、以下の事項を実施する。

- (1) その不適合に対処し、該当する場合には、必ず以下の事項を実施する。
- (2) その不適合の再発又は他のところで発生しないようにするため、以下の事項を実施し、その不適合の原因を除去するための処置をとる必要性を評価する。
- (3) 必要な処置を実施する。
- (4) とった是正処置の有効性をレビューする。
- (5) 必要な場合には、CSR マネジメントシステムの変更を行う。
- (6) 次に示す事項の証拠は、記録として保管する。

### 10.3 継続的改善

当社は、CSR マネジメントシステムの適切性、妥当性及び有効性を継続的に改善する。具体的には、以下の活動を行う。

- (1) CSR マネジメントシステムの実施状況の分析及び評価の結果に基づく是正処置の実施
- (2) 当社 CSR マネジメントシステムの枠組みについての見直しによる改善
- (3) CSR 目標の達成と、さらなるパフォーマンスレベルの向上を目指した目標の設定
- (4) 外部及び内部の課題の変化に即応したリスク対応

## 改訂歴

改訂番号	改訂日付	内 容	作 成	承 認
1	2022.08.01	制定	河邊之雄	河邊之雄